

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見募集の実施結果について

平成 26 年 4 月 7 日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成 25 年 11 月 18 日(月)～平成 25 年 12 月 17 日(火)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 3 通(4 件)

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>評価は妥当だと思えますが農薬以外の用途でも使用されるようなものについては総合的なリスク管理の仕組みが必要であると思えます。</p>	<p>農薬用途以外で使用される場合も、化審法等他の法令に基づきリスク評価・管理等がなされているところです。</p>
2	<p>アイオキシニルの水溶解度は小さいことから、助剤を用いない試験結果の方が、自然界における試験結果を示すと考えられます。また水中光分解性が速いことから分解物を用いた試験結果により毒性を判断した方が妥当であると考えます。試験方法についても魚類については溶剤も用いて懸濁化させた農薬を強制経口投与した方が妥当であると考えます。</p> <p>その他の物質については特に問題はないと考えます。</p>	<p>アイオキシニルオクタノエートを含む農薬製剤は水で希釈して使用するものが多く、製剤には水中で均一に分散するよう界面活性剤等が含まれている農薬製剤が、そのまま環境中に流出する場合を想定して、助剤を用いた試験結果も評価の対象としています。</p> <p>また、原則として有効成分を評価対象としていますが、登録保留基準設定の際に必要な応じ分解物の濃度や毒性にも留意しつつ基準値を設定しております。分解物の影響は重要と考えますので分解物についての情報の収集等を図りたいと考えております。</p> <p>試験方法については使用された農薬が河川等に流出する暴露経路にてらし、強制経口投与ではなく農薬を溶解した試験水を供試生物に暴露させる方法を採用しております。</p>

<p>3</p>	<p>スルホキサフロルの水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値を 39,000 µg/l とすることに反対です。</p> <p>登録に際して実施されているオオミジンコ (Daphnia magna) の影響試験は、日本のミジンコ在来種よりも感受性が低いこと、コガタシマトビケラの方がネオニコチノイド系農薬の感受性が高いことから日本の水田環境の実情にそぐわないです。</p> <p>また、スルホキサフロルが環境中でどのような分解物が生じるか示されておらず、食品安全委員会でも健康評価が行われておりません。</p> <p>スルホキサフロルはネオニコチノイド系殺虫剤であり、ミツバチへの毒性が強いと思われます。</p>	<p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準は、農薬テストガイドラインに規定されている毒性に関する試験成績に基づき感受性差を考慮して不確実係数を乗じて設定することとされており、ミジンコ類急性遊泳阻害の供試生物については、オオミジンコ (Daphnia magna) とされており、またコガタシマトビケラを供試生物とした試験は定められていません。</p> <p>なお、環境省では、農薬について実環境における生態系への影響を一層考慮したリスク評価を行うことができるよう現在の指標生物種以外の生物種を含めた評価手法の開発等の検討を進めているところですので御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>ミツバチへの危害防止については農林水産省において実施されておりますので、いただいた御意見は農林水産省へ連絡いたします。</p>
<p>4</p>	<p>農薬の水産生物や生態系への影響を評価するのに、現行の PEC シミュレーションのみでは不十分です。水田で適用される場合は、水田ライシメータを用いたデータを提出すべきです。</p>	<p>現行の PEC については、該当農薬の使用場面ごとに第 1 段階から第 3 段階の順に算出しております。第 1 段階では安全サイドに立って使用された農薬が全て環境中に流出した場合について算出しており、段階を増すごとに分解等を考慮し実環境中の濃度に近い算出方法となっております。水田使用農薬の水田ライシメータを用いた試験結果については第 2 段階で求めることとしております。</p>